

議員年金制度の改革に関する意見書

公的年金制度について国民的議論がある中、議員年金制度は公的年金制度に比べ優遇されており、特に国会議員に対して、議員の特権、お手盛りという批判がある。

一例として、

- ・公費負担率が他の年金制度と異なる状況で設定されている。
 - ・衆議院は10年で受給資格を得る。
 - ・事実上国民は自分たちで国民年金制度を変えることができない。しかし、議員は議員年金制度を自分たちで変えることが可能である。
- などが挙げられ、改革が求められている。

また、地方議員の議員年金も年金受給者の高齢化と掛金を払う議員数の減少で財政破綻を起こしている点から再度時間をかけた改革の検討が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、特に国会議員に対する議員年金制度の特権的措置をなくす議員年金制度改革を早急に検討されるよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量